平成２５年（フ）第１９１１号
福岡市博多区千代１丁目27番12号
債務者　吉永　　繁
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９１３号
福岡市中央区桜坂１丁目７番13―102号
債務者　武田　親子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９１８号
福岡市南区警弥郷１丁目16番15号
債務者　大賀　利江
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９３１号
福岡市城南区西片江１丁目13番８―215号
債務者　稲垣　　豊
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９４２号
福岡県糸島市前原北１丁目４番10号　201
債務者　小林　孝文
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９４６号
福岡県太宰府市通古賀４丁目４番27―402号
債務者　駒澤美智代（旧姓久冨・石井）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９５５号
福岡市南区屋形原３丁目43番２―401号
債務者　上野　和代
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９６１号
福岡市早良区次郎丸１丁目１番57―308号
債務者　日高　好乃（旧姓梅津）
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９６９号
福岡市南区皿山１丁目８番12―103号
債務者　早嶋　洋一
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８９６号
横浜市港南区上永谷１丁目３番14号
債務者　上野　　泉
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０７６号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地24棟101号
債務者　佐藤きよ子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２６５号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅６街区１棟501号
債務者　矢澤　和彦
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２６６号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅６街区１棟501号
債務者　矢澤　邦子（旧姓浅見）
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５６５号
静岡県浜松市中区和合北２丁目８番32―307号　朝日プラザ浜松和合
債務者　石野　勝也
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５７９号
静岡県浜松市中区萩丘３丁目７番７号　レインボーハウスⅡ108号室、前住所静岡県浜松市中区布橋３丁目７番26号　レリブ布橋208号室
債務者　畑中　秀春
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５８６号
静岡県浜松市南区芳川町672番地の１　シティーハイムバイオレット202
債務者　髙橋　　剛
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５９８号
静岡県浜松市東区天王町912番地の４　サンフェリアＢ202、前住所静岡県掛川市中央高町123番地の１　コーポドウデン105
債務者　藤田　秀和
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係